

◎食品の製造過程の管理の高度化に関

する臨時措置法の一部を改正する法

律

(平成二五年六月二二日法律第五九号)

一、提案理由(平成二五年五月二二日・衆議院農林水産委員会)

○林国務大臣 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

本法は、食品の安全性の向上と品質管理の徹底に対する社会的要請を踏まえ、国際的にも推奨されている管理手法である HACCP について、その導入に必要な施設の整備に対する金融上の支援措置を講ずること等により、食品の製造過程の管理の高度化を図るため、平成十年に、その有効期限を限った臨時措置法として制定されたものであります。

本法のもとで、食品の製造または加工を行う事業者において、HACCP に基づく高度な製造過程の管理の考え方が着実に広まってきておりますが、HACCP は科学的な危害の分析

と継続的な監視、記録を行う体制の構築等が求められるものであるため、中小規模の企業がその導入に取り組もうとする場合には、人材確保等の面での制約からその導入が進まないという実態にあります。これに加え、中小規模の企業においては、HACCP を導入する前の段階で取り組むべき衛生管理及び品質管理の基盤となる施設及び体制の整備に十分に対応できていない実態もあり、これらの結果、大手企業に比べ、中小規模の企業における HACCP の導入率が伸び悩んでいる状況にあります。

また、輸入される農林水産物・食品について HACCP を衛生基準として求める国際的な動向がある中で、こうした動向を踏まえつつ、我が国の農林水産物・食品の輸出を促進していくためには、輸出先の国及び地域が求める HACCP にも対応していくことが重要な課題となっております。

このような状況を踏まえ、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、現行の HACCP の導入を支援するための計画の認定制度に加え、HACCP を将来的に行う食品の製造または加

工を行う事業者を育成するため、HACCPの導入の基盤となる施設及び体制の整備に関する計画の認定制度を導入し、株式会社日本政策金融公庫による貸し付けの業務の対象とすることとしております。

第二に、このようなHACCPの導入までの段階を踏んだ取り組みを着実に支援するため、本法の有効期限を平成三十五年六月三十日まで延長するとともに、本法は、同日限り、その効力を失うこととしております。なお、この法律の施行から五年後を目途として本法の規定について検討を加えることとしております。

第三に、HACCPの導入が我が国の食品の輸出の促進に資することとなるよう国として取り組むという方向性を本法において明確に位置づけることとし、厚生労働大臣及び農林水産大臣が定める基本方針は、HACCPの導入等をめぐる国際的動向を踏まえ、HACCPの導入が食品の輸出の促進に資することとなるよう配慮して定める旨を規定することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

二、衆議院農林水産委員長報告(平成二五年五月三一日)

○森山裕君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、その基盤となる施設及び体制の整備に関する計画の認定制度を設けるとともに、法の有効期限を平成三十五年六月三十日まで延長する等の所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月二十一日本委員会に付託され、翌二十二日農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、二十九日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告(平成二五年六月一七日)

○中谷智司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進

するため、現行法の有効期限を平成三十五年六月三十日まで延長するとともに、食品の製造過程の管理の高度化の基盤となる施設及び体制の整備に関する計画の認定制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、食品製造事業者におけるHACCP導入の現状と評価、HACCP認証マークに対する消費者認知度向上のための施策、HACCPシステムが食品の輸出促進に果たす役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。